

【記入例】

計画は裏面の「6 犬猫等健康安全計画の記載」を参考に、それぞれの項目について実行可能な内容を具体的に記入してください。

様式第 1 別記 2

〇〇年〇〇月〇〇日

犬猫等健康安全計画

氏名 **熊本 太郎**
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

住所 **〒861-8045 熊本市東区小山 2 丁目 11-1**

電話番号 **096-380-2153**

犬猫等の繁殖を行うかどうか 繁殖を行う 繁殖を行わない

項目	計画の内容
1 幼齢の犬猫等の健康及び安全を保持するための体制の整備	①事業者における幼齢の犬猫等の管理体制 幼齢の犬猫等の管理について担当する職員がおり、その健康状態について毎日3回確認を行う。 犬は生後 28 日から 70 日の間に 5 種以上の混合ワクチン、生後 90 日から 120 日の間に狂犬病予防接種を行う。猫は生後 56 日から 91 日の間に 3 種以上の混合ワクチンを接種し、感染症からの予防体制を構築する。 ②獣医師等との連携 毎日健康状態のチェックを行い、健康状態に異常がある個体についてはかかりつけ獣医師(〇〇動物病院)の診察を受け、定期的に(年1回以上)健康診断も受診する。
2 販売の用に供することが困難となった犬猫等の取扱い	①譲渡先・飼養施設等の確保 従業員の中で飼育希望者を募る。 従業員の中でも飼育希望者がいない場合は、ホームページやフリーペーパーなどで一般の飼育希望者を募り、適正飼養できそうな人に無料で譲り渡すことで犬猫が終生飼養できる環境を確保する。 愛護団体(〇〇)と協力し、譲渡先を探す。 ②需給調整等 系列店舗(近隣〇〇ペットショップ)と連携する。 売れ残った犬猫が出た場合には、仕入れ数(繁殖数)を調整する。
3 幼齢の犬猫等の健康及び安全の保持に配慮した飼養、保管、繁殖及び展示方法	①飼養・保管方法 1日2回以上清掃を行い、週3回以上消毒を行う。 幼齢の犬猫は、生後 56 日を過ぎるまで親兄弟と一緒に個別のケージに收容し、感染症の蔓延を防ぐ。 1日3時間以上運動スペースで十分な運動をさせる。 また、年1回以上獣医師による健康診断を受けさせ、繁殖に供する動物は交配前に毎回、雌雄ともに繁殖に関する診断を受けさせる。 マイクロチップを装着している場合、公的な性格を有する団体等へ所有者情報の登録・更新の方法について購入者に説明する。 ②繁殖方法 犬の繁殖に供する期間は 6 歳まで、生涯出産回数は 6 回までとし、猫の繁殖に供する期間は 6 歳までとする。年間複数回繁殖に供する場合には、獣医師の判断を仰ぎ、帝王切開の場合は、母体の状態及び今後の繁殖の適否に関する診断書等の交付を受ける。 繁殖させる犬猫は、健康診断の結果および帝王切開時の診断、その他診断結果に従うとともに、繁殖に適さない犬猫の繁殖をさせない。遺伝性疾患等の問題が生じる可能性の高い組合せによる繁殖は行わない。 出産後、一定期間経過後に幼齢個体について獣医師の診察を受ける。 ③展示方法 夜8時～朝8時までの展示は行わない。展示時間中は、6時間以上連続した展示は行わず、合間に 1 時間程度休憩させる。展示を行わない時間は、顧客から見えない場所に移動させ、十分な睡眠時間を確保しストレスを軽減できる体制を整える。また、展示時間中は顧客に対し、ケージ等をたたかない、大きな声を出さない等の注意喚起を行う。 毎日健康状態を確認し、異常が認められた場合には展示を行わない。

備考 この書類の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

6 犬猫等健康安全計画の記載

以下の例を参考に実行可能な内容を具体的に記載してください。

※例示以外にも幼齢の犬猫等の健康及び安全の保持のために積極的に行う予定の事項があれば、これを併せて記載してください。

※動物病院名や協力関係にある愛護団体名、ペットショップ名については、具体的な名称を記載してください。

※「幼齢の犬猫等」には、幼齢の犬猫の他、繁殖の用に供する目的で使用する犬猫（母犬・母猫等）も含まれます。

1 幼齢の犬猫等の健康及び安全を保持するための体制の整備

① 事業者における幼齢の犬猫の管理体制

- 幼齢の犬猫等の管理を行う職員体制について
例) 幼齢の犬猫等の管理について担当する職員がいる。
健康状態を記録するための個体ごとの台帳（データベース）を用意し、管理担当で共有する。
- 健康状態についての確認頻度
- ワクチン接種の時期
例) 生後〇日から〇日の間に〇種以上の混合ワクチン接種を行う。
犬は生後90日から120日の間に狂犬病予防接種を行う。

※具体的な管理状況について、数値をもって記載するようにしてください。

② 獣医師等との連携

- かかりつけの獣医師について ※契約関係を示す書類の添付を義務付けるものではありません。
例) 〇〇動物病院を、かかりつけの獣医師としている。(〇〇動物病院と、診療契約を締結している。
専属の獣医師を雇用(契約)しており、当該獣医師が週〇回診察・健康診断を行う。

2 販売の用に供することが困難となった犬猫等の取扱い

① 譲渡先・飼養施設等の確保

- 具体的な飼養場所
例) 専用の飼養スペースを設けている。
- 譲渡先の確保状況
例) 従業員及びその関係者等の譲渡先を確保している。
- その他譲渡に関する取り組み
例) (系列店舗、近隣のペットショップと協力して) 別に譲渡会を開催する。
愛護団体(〇〇)と協力して譲渡先を探す。

② 需給調整等

- 具体的な調整方法
例) 系列店舗や近隣〇〇ペットショップと連携する。
売れ残った犬猫が出た場合には、仕入れ数(繁殖数)を調整する。

※協力関係について、それを証明する書類までを求めるものではありません。

3 幼齢の犬猫等の健康及び安全の保持に配慮した飼養、保管、繁殖及び展示方法

① 飼養・保管方法

- 社会化等のための対策
例) 生後56日までは親兄弟等と飼養し、離乳等を終えた動物を販売に供する。
- 疾病に罹患した場合の隔離方法や、獣医師の診療について
- 清掃・消毒頻度
- 運動時間
- マイクロチップについて(あらかじめマイクロチップ等を装着して販売する場合)

② 繁殖方法

- 繁殖に供する期間等
例) 〇歳までとし、年間複数回繁殖に供する場合には、獣医師の判断を仰ぐ。
- 遺伝性疾患等の問題を生じさせないための対策
- 幼齢個体の健康状態確保のための対策

③ 展示方法

- 具体的な展示・休憩時間
- 展示を行わない時間の飼養保管方法
- 顧客に対する注意喚起
例) ケージ等をたたかない、大きな声を出さない等の注意喚起を行う。
- その他
例) 毎日健康状態を確認し、異常が認められた場合には展示を行わない。

※②、③については、繁殖を行う場合、展示を行う場合に限り記載してください。